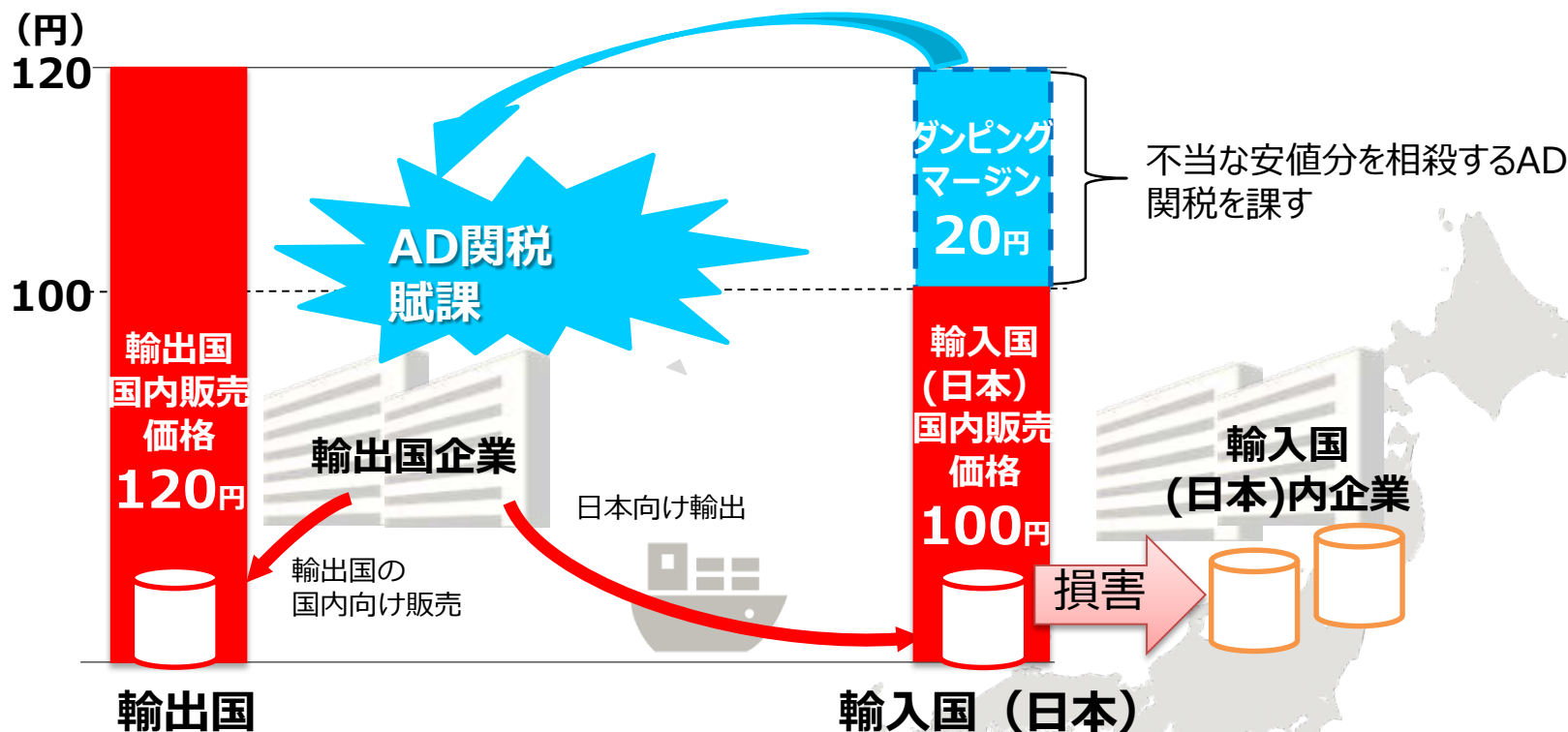


アンチ・ダンピング措置の効果

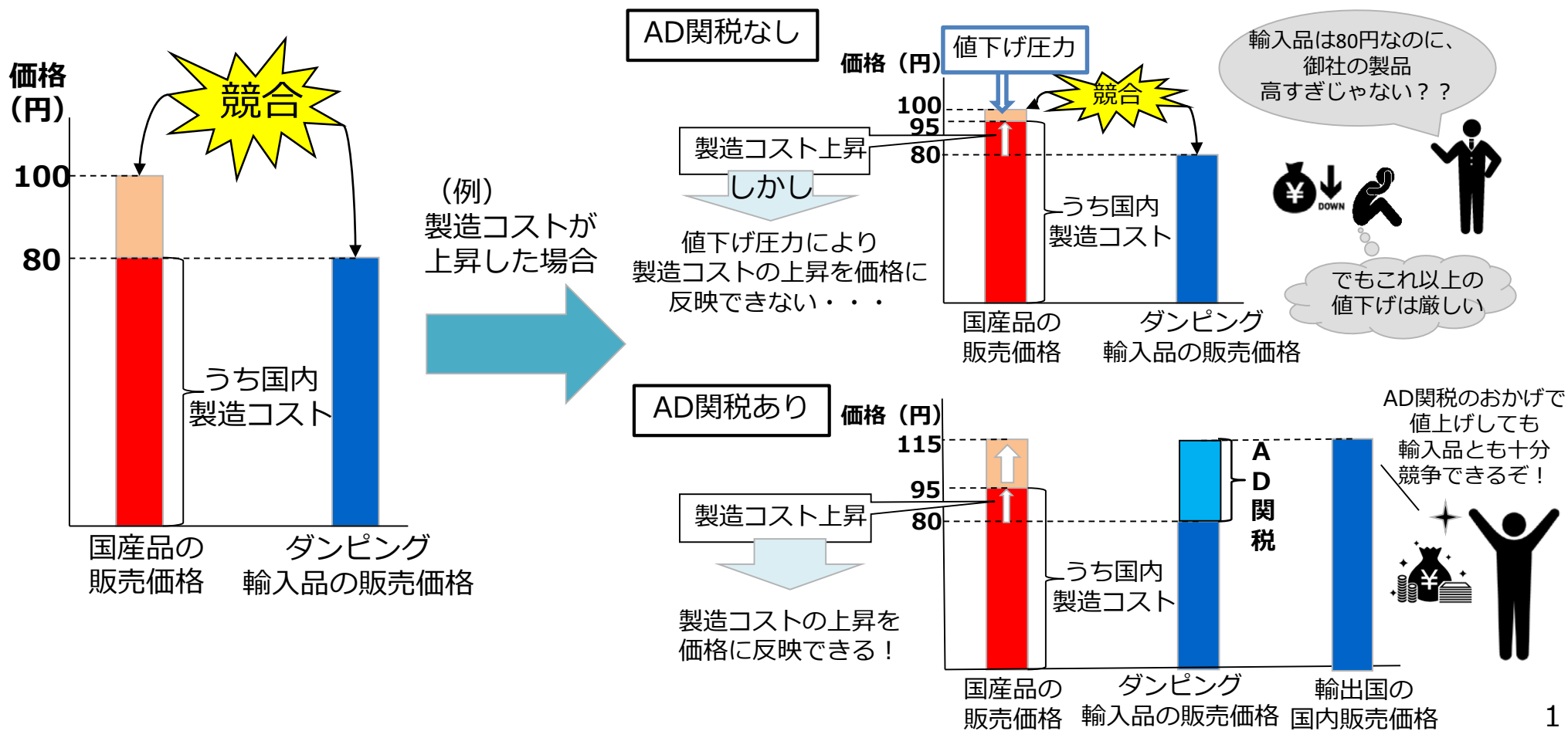
- アンチ・ダンピング（A D）措置が発動されればダンピングに相当する分の関税（A D 関税）が輸入品に対して賦課されることになります。
- A D 関税により公正な競争環境が取り戻されることにより、様々な効果が見込まれます。これらの効果を次のページ以降で紹介していきます。

アンチ・ダンピングのイメージ



アンチ・ダンピング措置の効果① 国内販売価格の持ち直し

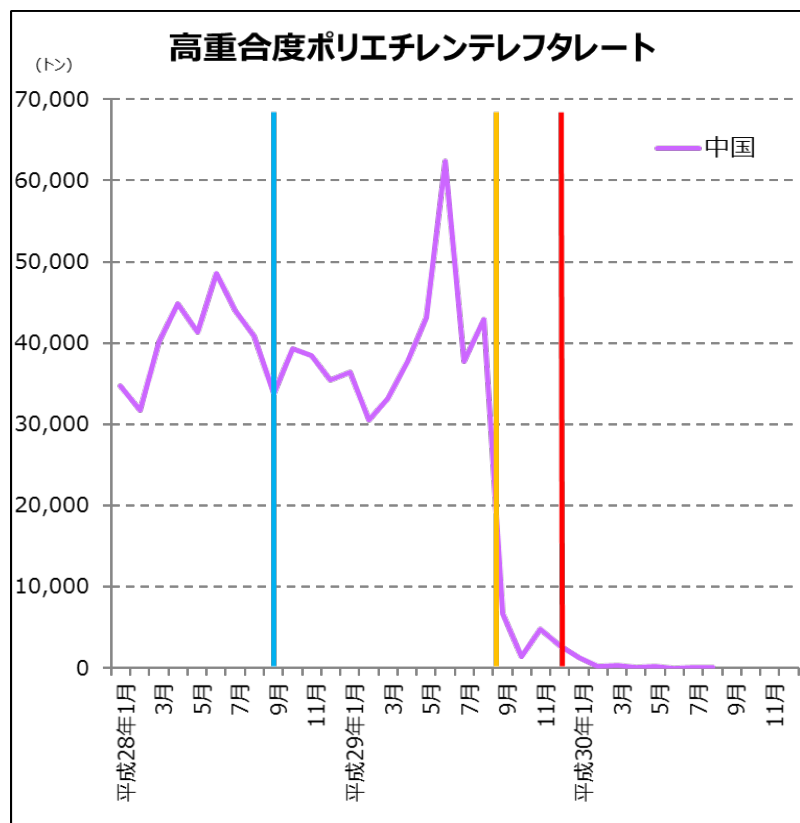
- 輸入品が不当な安値で輸入されることで、これを引き合いに取引先から値下げを要求されるという事態が発生し得ます。
- この不当な安値輸入品にA D関税が賦課されれば、適正な価格の上で輸入品と競争することとなり、製造コストの変動などが価格に反映しやすくなります。



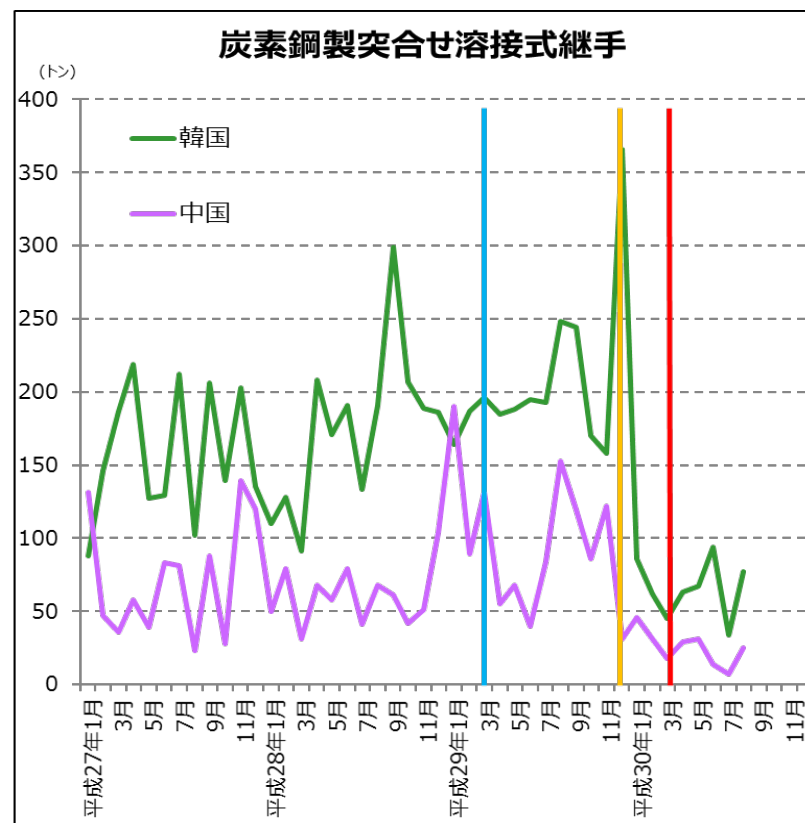
アンチ・ダンピング措置の効果② 国内出荷数量の回復

- 特に取引先が価格を重視する場合、不当に安い値段で製品が輸入されれば、これにより失注が発生・増加する事態が想定されます。
- A D 関税の賦課は国内での失注の回復に繋がります。この効果は以下の A D 関税の賦課前後の輸入量の変化に垣間見ることができます。

(※青色→調査開始、黄色→暫定措置発動、赤色→確定措置発動時期を表している。)



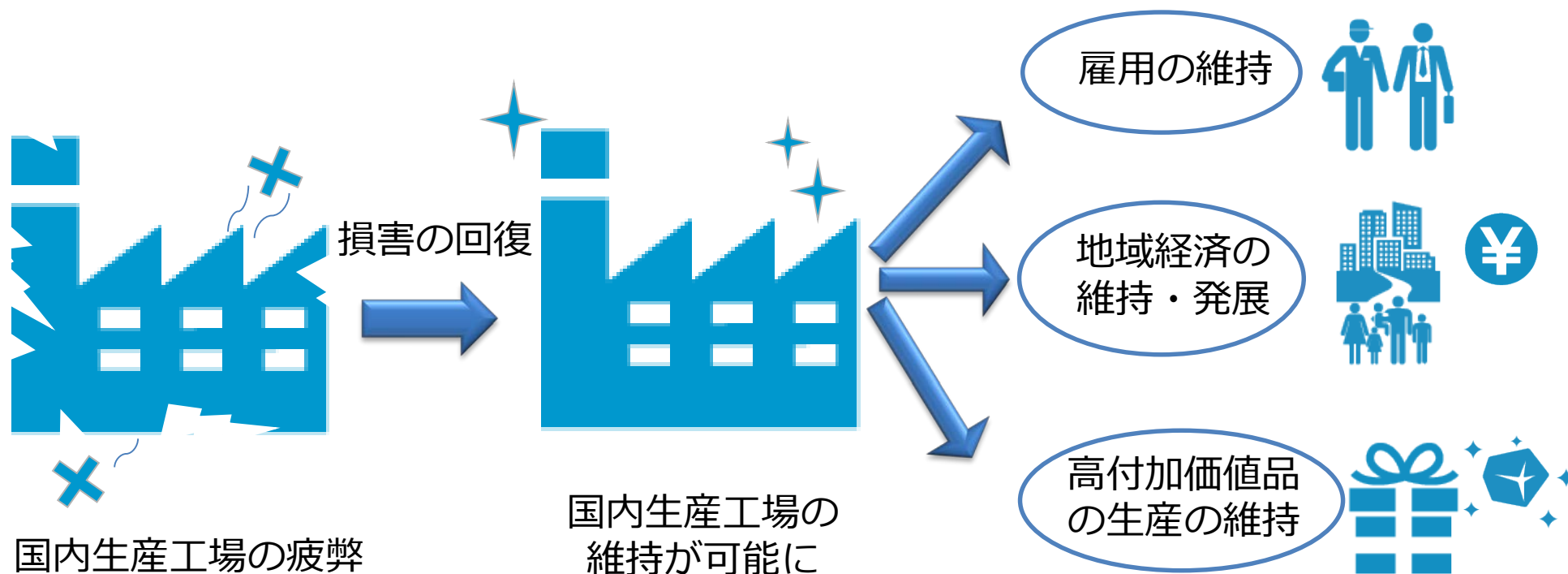
※AD関税率：39.8~53.0%



AD関税率：韓国41.8~69.2%、中国57.3%

▶ アンチ・ダンピング措置の効果③ 国内生産基盤と雇用の維持

- 海外からの安い輸入品におされた結果、国内の生産工場を閉鎖し雇用を整理することとなった事例が見受けられます。
- 仮にこれが不当な安値輸入品による影響であった場合、A D措置の活用はこのような国内工場閉鎖・雇用整理を防ぐ方策となり得ます。
- 国内工場閉鎖の回避は、安値輸入品との直接競合品のみならず、生産基盤の維持を通じて、他の製品（高付加価値品など）の国内生産の維持にも寄与しえます。



貿易救済措置について理解を深めてみませんか

- 特殊関税等調査室では、企業・団体の皆様からの貿易救済措置に関する個別相談や各種会合・勉強会における説明のご要望を随時受け付けています。
- 申請に向けた相談のみならず、貿易救済措置の制度や世界の最新動向のご紹介まで広く受け付けています。ご説明する内容もご要望を踏まえて対応させていただきます。
- 貿易救済措置について理解を深めていただく機会としてご活用ください。



世界的には自社が生産する製品はよくダンピング調査の対象となっているが、そもそも調査ってどんなもの？



ダンピングの疑いがあるかどうか確認したいが、何か有効なモニタリングの手法はないものか。

調査申請を検討したいが、どこから準備を始めたらよいのか。



【相談の申込み】

・下記のアドレスに、企業（団体）名・氏名、相談の背景・概要をお送りください。折り返しご連絡を差し上げます。

登録先：s-boeki-tokusyukanzei@meti.go.jp

※一部のご相談については、当室でお答えできかねる場合がございます。その際は、担当部署をお伝えさせていただきます。

アンチ・ダンピングに関するQ & A

- ここでは説明会や個別相談の際に皆様からよくいただく質問とその回答をご紹介します。

Q 3. 当社の製品はA国からの輸入品と競合していますが、一方、当該製品はB国にある当社の海外子会社からの輸入も行っています。この場合、アンチ・ダンピング税が賦課されると海外子会社からの輸入品にも課税されるのですか？

A 3. アンチ・ダンピング税（AD税）は、ある輸出国の産品にダンピングが行われ、それにより国内産業が損害を受けている場合に、企業・団体の皆様が当該輸出国を特定して申請するものとなっています。また、調査当局は、この申請に基づき調査を行いますので、申請の対象となっていない国まで調査するものではありません（注）。従って、貴社がA国に対してAD税賦課の申請を行い、調査の結果A国からの輸入品に対してAD税が課税されたとしても、B国からの輸入（＝海外子会社からの輸入）にはAD税は賦課されません。

注：調査のプロセス上、代替国として調査対象国（例えばA国）以外の国にも調査の協力を求めることがあります。ただし、これはA国に課税することとなった場合の税率の算定に必要な情報を提供いただくことが目的であり、A国以外の国にも課税するものではありません。

Q 4. 輸入品と競合している当社の製品Aは国内の他企業も生産しています。その場合、当該他企業と共同で申請しなければならないのですか。

A 4. 申請者の要件は、輸入品と競合している製品（同種の貨物と呼ばれ、物理的・化学的特性や用途等から同種性の認定を行います）を生産している企業またはその団体であるほか、申請者が製品Aの国内総生産高の25%以上を占めることとなっています。このため、例えば、もし貴社が国内総生産高の35%を占めている場合、貴社単独で申請することも可能です（もちろん25%を超えていても他者と共同で申請することも可能です）。なお、こちらは申請にあたっての要件となっており、調査開始の要件として別途、申請を支持する者の生産高が、申請に反対する者の生産高を超えることという要件（※）がございします。

（※）申請に支持も反対も表明しない者は、この要件の算定時に考慮されません。